

○印西市中小企業資金融資条例施行規則

平成12年3月31日規則第5号

改正

平成13年3月29日規則第16号

平成15年4月16日規則第23号

平成16年3月29日規則第15号

平成19年3月29日規則第31号

平成22年3月17日規則第32号

印西市中小企業資金融資条例施行規則

印西市中小企業資金融資条例施行規則（昭和47年規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、印西市中小企業資金融資条例（昭和47年条例第9号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（融資手続等）

第2条 条例第8条の規定により本資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、印西市中小企業資金融資申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める書類
- （2） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申込書を受理したときは、申込要件等を調査するとともに、保証協会及び取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の決定等）

第3条 市長は、前条第2項に規定する調査及び保証協会の保証決定に基づき印西市中小企業資金融資運営委員会（以下「委員会」という。）の諮問に付し、融資の可否を決定し、印西市中小企業資金融資決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。ただし、融資申込金額が500万円以下の場合、委員会に諮問しないで融資の可否を決定することができるものとする。

（融資状況の報告）

第4条 取扱金融機関は、融資の状況について、融資後速やかに印西市中小企業資金融資状況報告書（別記第3号様式）により市長に報告するものとする。

（融資利率及び信用保証料）

第5条 市長は、取扱金融機関と協議の上融資利率を定めるものとする。

2 保証協会の信用保証に対する保証料は、申込者が負担するものとする。

（取扱金融機関）

第6条 条例第6条に規定する市長が指定する取扱金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 千葉銀行

- (2) 京葉銀行
 - (3) 千葉信用金庫
 - (4) 千葉興業銀行
- (利子補給)

第7条 条例第9条の規定により市が利子補給する額（以下「利子補給金」という。）は、毎年1月1日から12月31日までの返済実績に応じ、支払利子と同様の方法で算出した額とする。ただし、融資期間を経過した貸付金については、利子補給をしない。

(手続の委任)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、その申請、請求及び交付手続について取扱金融機関に委任して行うこととし、委任状（別記第4号様式）を取扱金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第9条 前条の規定により委任を受けた取扱金融機関は、毎年印西市中小企業資金融資利子補給金交付申請書（別記第5号様式。以下「申請書」という。）に印西市中小企業資金融資利子補給金計算書（別記第6号様式。以下「計算書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

(確定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、速やかに利子補給金の交付を決定し、交付すべき利子補給金の額を確定して印西市中小企業資金融資利子補給金確定通知書（別記第7号様式）により取扱金融機関に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた取扱金融機関は、直ちに印西市中小企業資金融資利子補給金交付請求書（別記第8号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第12条 市長は、前条の規定する請求書を受理したときは、速やかに利子補給金を取扱金融機関に交付するものとする。

2 前項の規定により利子補給金の交付を受けた取扱金融機関は、利子補給金を本人の指定した口座に振り込まなければならない。

3 取扱金融機関は、前項の振り込みが完了したときは、直ちに印西市中小企業資金融資利子補給金振込完了報告書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(委員長等)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、環境経済部経済政策課において処理する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月16日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の印西市中小企業資金融資条例施行規則の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請のあった資金の融資及び利子補給について適用し、施行日前に改正前の印西市中小企業資金融資条例施行規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月17日規則第32号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

別記

第1号様式(第2条)

第2号様式(第3条)

第3号様式(第4条)

第4号様式(第8条)

第5号様式(第9条)

第6号様式(第9条)

第7号様式(第10条)

第8号様式(第11条)

第9号様式(第12条)